

「東京の鉄道における持続可能な運行に関する検討会」設置要綱

(目的)

第1条 東京の鉄道ネットワークは、都民生活と都市活動に不可欠な社会インフラであるため、技術者不足に起因して生じる今後の懸念に対し、都と関係者で対策を検討することを目的に、「東京の鉄道における持続可能な運行に関する検討会」(以下、「本会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本会は、別紙に掲げる者により構成する。

(座長)

第3条 本会に座長を置く。

2 座長は、本会を代表し、議事を総理する。

(検討会の運営)

第4条 本会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。

3 本会は非公開とする。

4 本会の資料は公開とする。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

「東京の鉄道における持続可能な運行に関する検討会」
委員名簿

	所 属	
委員	東日本旅客鉄道株式会社	代表取締役副社長
委員	東武鉄道株式会社	取締役常務執行役員 鉄道事業本部長
委員	西武鉄道株式会社	取締役 常務執行役員 鉄道本部長
委員	京成電鉄株式会社	取締役 常務執行役員 鉄道本部長
委員	京王電鉄株式会社	取締役 常務執行役員 鉄道事業本部長
委員	小田急電鉄株式会社	取締役 専務執行役員 交通サービス事業本部長
委員	東急電鉄株式会社	代表取締役 専務執行役員 鉄道事業本部長
委員	京浜急行電鉄株式会社	取締役常務執行役員 鉄道本部長
委員	東京地下鉄株式会社	代表取締役 専務執行役員 鉄道本部長
委員	東京都交通局	局長
座長	東京都都市整備局	東京都技監（都市整備局長兼務）

オブザーバー：国土交通省 関東運輸局 鉄道部 鉄道部長

事務局：東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課